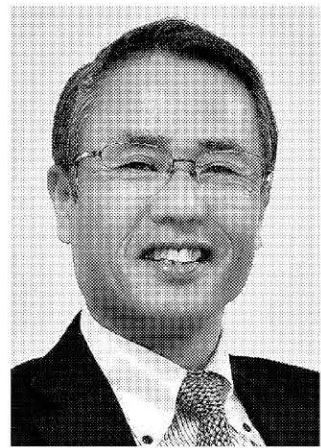


海保を諸外国並み沿岸警備隊へ

正論



麗澤大学特別教授
元空将
織田 邦男

自衛隊法では、有事の際、防衛大臣が海上保安庁を指揮下に入れることになっている。4月28日、政府はその「統制要領」を策定し概要を公表した。有事における海上自衛隊と海保の連携強化は、極めて重要であるが、「長年積み残されてきた課題」（岸田文雄首相答弁）であったので、一歩前進といえる。だが、疑問も残る。

戦いはグレーゾーンで起きる。自衛隊は前線で防衛作戦に専念し、海保は国民保護や海上における人命の保護等、後方で最大限の役割を果たすという。海保は、現に戦闘が行われている海域で活動することは想定していないというが、そんな線引きは現実的か。現代戦では前線、後方といった線引きはできない。ウクライナ戦争でも明らかだ。また戦いは平時か有事か不明確なグレーゾーンで起きるのが常態である。犯罪なのか侵略なのか、法律違反なのか主権侵害なのか明確ではない。対応を警察行動から防衛行動へとシームレスに移行できなければ、事態のエスカレートは防げない。

諸外国の沿岸警備隊は普段は法執行に専念するが、命令一下、防衛行動に移れる権限と能力が付与されている。従って沿岸警備隊は国際法上、「軍隊」に位置づけられている。だが海保は歴史的経緯もあり法執行に限定されている。グレーゾーンでの戦いは、既に尖閣諸島周辺で始まっている。近年、尖閣周辺において中国の海警局所属の公船（以下「海警」）による領海侵犯が常態化している。接続水域には、ほとんど一年を通じて海警が居座るようになった。日本が抗議や遺憾の意を示しても中国は馬耳東風である。海警を使って実効支配を奪い、日本の施政下でない状況を作り出す。少しずつ実効支配を奪うので「サラミ・スライス戦略」と呼ばれる。日本の施政下になれば、日米安保条約5条の対象とはならない。2021年1月、中国は海警法を定めた。以来、海警は法執行の

みならず、主権や領土の保全、海外権益などを守るため軍事力行使が可能になった。海警のハード、ソフトの「軍艦化」は著しい。軍艦化された中国「海警」18年、海警局は武装警察部隊（以下「武警」）に編入された。武警は中央軍事委員会直属であり、海警は海軍と一体化した。海警は大型で重武装である。海保の装備が20〜40ミリの機関砲であるのに対し、海警は76ミリの速射砲を装備している船もある。1000ト

上の隻数は、既に海保の約3倍である。他方、海保は有事には防衛大臣の指揮下に入るものの、平時は国土交通大臣の指揮下にある。海保の武器使用については、拉致犯罪のような「重大凶悪犯罪」の要件を全て満たす場合を除いて、人に危害を与えることはできない。何より海保は「防衛任務」はもちろんだ。「領域警備」の任務さえ与えられていない。台湾有事の際、海警が武力で海保を排除し、尖閣諸島を奪取する

ことが予想される。軍艦化された海警には、海保は手も足もでない。海保は「現に戦闘が行われている海域で活動することは想定していない」というが、海保が活動する海域で戦端が切られる可能性が高いのだ。歴代政権は、海保の手に負えなくなったら、海目を躊躇なく出動させるとしてきた。だが、海目を出動させても、平時である限り、法的根拠は「海上警備行動」に限られる。海上警備行動は警察権行使である。警察権に縛られた海自は、軍事作戦ができる海警に苦戦を強いられるのは間違いない。さらに中国は「先に軍隊を出したの日本だ」「日本がエスカレートさせた」と世論戦を張るだろう。何より、中国海軍を出動させる口実を与えることにもなる。

海上保安庁法25条改正をエスカレートさせることなくグレーゾーン事態に対応するために、まずは海保を強化することだ。中国海軍が出ない限り、海警に対しては、海保が単独で対応できなければならない。海警との非対称性をなくし、力のバランスを復元することが急務である。海上保安庁法の改正、特に25条の改正は喫緊の課題である。25条は以下の通りだ。「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるもの」とこれを解釈してはならない。この改正に反対しているのは国土交通省だと聞く。しかしながら、この規定がある限り、前線と後方の線引きが困難な現代戦で、海保が任務を果たすことは難しい。自衛隊との連携もうまくいくまい。

海保担当者は「巡視船は武器を持っていないので、軍事目標になるかどうかは現段階では判断できない。だからこそ海保は軍事活動をしてはいけないことを内外に知らしめて、軍事目標となる危険性を下げていく必要がある」と述べる。だが、こういう性善説は戦いの場では通用しない。先ずは、ガラパゴス化した海保を諸外国の沿岸警備隊並みにすることが必要ではないか。（おりた くにお）